

中国相続法の現代的課題(2)

朱 曄

- 一 はじめに
- 二 中国相続法の原理と問題点
- 三 中国相続法に関連する最新の動向
- 四 債務の承継をめぐる事例の検討
- 五 遺言相続に関わる事例 (以上283号)
- 六 中国民法典相続編建議稿の検討
 - 1 基本原則と特徴
 - 2 相続債権者の保護規定
 - 1) 遺産処理
 - 2) 遺言執行
 - 3 相続人間の平等を図る規定
 - 1) 生前贈与の持戻し
 - 2) 新しい特留分制度
 - 3) 共同相続人の担保責任
 - 4 その他の改正点
 - 1) 法定相続人順位の見直し
 - 2) 遺言方式規定の具体化および遺贈扶養協議の法的性格の明確化
 - 3) 共同相続
 - 4) 相続分の譲渡の制限
 - 5) 相続放棄の無効
 - 6) 共同相続人の債務に対する連帯責任
 - 7) 遺産分割の遡及力
- 資料 中国民法典：継承(相続)編条文建議稿和訳
(中国民法典立法研究課題組) (以上本号)
- 七 日本相続法との比較法的検討
- 八 今後の課題 解釈論と立法論

六 中国民法典相統編建議稿の検討

1 基本原則と特徴

今回の中国民法典建議稿の作成は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の要請により、中国社会科学院の梁慧星教授が率いて行ったものである。それぞれの部分について、主な担当者を決め、彼らのもので作られた建議稿を梁慧星教授が審査し、修正を加えた上で、インターネットで公開した。その相統編の立法理由を探る資料として、『相統編の立法理由及び説明』があるが、公開されていない¹⁾。当該資料より、立法理由などを分析していくと、一つの傾向が見られるのではないと思われる。すなわち、多くの学者は中国法が大陸法系に属していると認識し、規定を制定するとき、大陸法系の諸国の規定を参考したほうが、より大陸法系の一貫性を保つことができているようである。当然、中には中国が将来の統一を目指す台湾地域の法規定も含まれている。また、それぞれの条文の説明と理由の後に、外国立法例という項目が作られていて、日本法、ドイツ法、フランス法、イタリア法、スイス法、台湾法などいわゆる大陸法系に属する国々の規定が参照されている。建議稿の一部の規定は、それら外国法の規定と非常に類似している。よって、参照された外国法の立法趣旨やそれに至る経緯を通して、建議稿の立法趣旨を分析することにより、今後の中国相統法改正の傾向や、問題点を明確にしたい。

現行の中国相統制度は「相統法」の規定と、それが対応し切れなかった問題を解決する「最高人民法院関与貫徹執行『中華人民共和國繼承法』若干問題的意見」との二つの部分から構成されている。相統編建議稿は、その「意見」の一部の内容を吸収しただけではなく、現行の相統法に、大きな修正や新たな内容を加えている。まず条文の数を比較すると、現行の相統法は37ヵ条にとどまっているのにたいし、建議稿は90ヵ条にものぼる。また、それぞれの条文の文言は、現行相統法のような粗雑なものではなく、

比較的詳細かつ厳密な規定であると言える。たとえば、遺言処分をめぐる諸規定の整備はその典型である。これほど多くの修正を加えた重要な理由の一つは、論文の第一部で指摘した市場経済の導入により相続関係における法的予見性を与え、取引の安全を確保することにあるように思われる。

建議稿で規定されている原則は、前述の現行制度と比較すれば、ほとんど相違が生じておらず、当然限定相続、権利・義務一致、養老育幼などの諸原則は引き続き承継されている。とりわけ、権利・義務一致および養老育幼の現行相続法の原則を維持するために、建議稿は現行規定と極めて類似するような規定を設けている。具体的にいうと、建議稿の第24条は、生活に特に困難があり、かつ労働能力のない相続人、または被相続人にたいし主な扶養義務を行った相続人には多めに、扶養能力があるにもかかわらず、扶養義務を尽くさなかった相続人には少な目に遺産分配をすることができるとしている。また、建議稿は法定相続人以外の者²⁾に、財産を取得させる余地を与えている(第25条)。すなわち、生活を被相続人に頼っていた者、被相続人を他の扶養義務者よりも比較的によく扶養した者、および被相続人と特別な関係を有する者である。これらの者にさらに、第78条の後半は、遺産が処理される前に、要扶養相続人が存在する場合、その者のために6ヶ月間の生活費用を保全しなければならないと定めている³⁾。このほか、遺言処分の章において従来の趣旨と少し異なった特留分制度を設け、さらに遺贈扶養取り決めという章を規定することにより、民法の扶養義務を補完しようとしている。

しかし、新制度を俯瞰すると、今回の建議稿の最大の特徴は、従来の対価的な相続法原理を踏襲しつつ、当然限定相続原則を採用すると同時に、相続債権者の利益をも配慮する規定を取り入れていることである。相続債権者の保護と、相続債権者間の平等を図るために、建議稿は、遺産処理のところにおいては、遺産管理人についての規定を、遺言執行のところにおいては、遺言執行者についての規定を設けことにより、それぞれの権利・義務を明確にした。加えて、遺産管理人および遺言執行者には第三者が就

任する可能性が与えられている。こうした制度の根底には、イギリスの相続法の多少影響あるように思われる。イギリス法は相続が開始すれば、すべての相続財産は、ひとまず人格代表者（personal representative）の管理に置かれ、人格代表者が債務などを清算した後、残余財産だけが相続人に引き渡されるという手法をとっている⁴⁾。中国相続法においても建議稿においても、この相続債務の処理法と類似している。すなわち、相続財産はまずはじめに相続債権者のために清算され、その後残余がある場合に限り、相続人たちに引き渡され、分割される。すなわち、原則として相続人は債務を承継しない。しかしながら、現行相続法においては、相続債権者を保護する規定が不十分であることから、遺産管理人、遺言執行者の規定を設けることにより、その保護を図ろうとしているのではないかと思われる⁵⁾。

なお、イギリス法では遺言の登録、保管制度が前提とされているのにたいし、建議稿ではこれらの制度が設けられていない点で相違が生じている。しかし、遺言執行について確定的な責任者を定めることにより、相続債権者の利益を保護しようとする両制度の趣旨は一致していると思われる。

また、相続人間の平等や公平を図った新たな規定も、新制度を分析する際の見落としてはならないポイントである。従来から平等原則は存在するが、固有資産が増加することにより、より広く要請されるようになっていく。建議稿では、生前贈与の持ち戻し、新しい特留分制度および共同相続人の担保責任の制度の新設を通じて、かかる目的を実現しようとしている。

次に新たに改革された内容の詳細について、相続債権者の保護規定を吟味したうえで、相続人間の公平を図る内容を検討し、最後に、重要と思われる他の修正点をいくつか取り上げて分析したい。

2 相続債権者の保護規定

現行相続制度において当然限定相続の原則が導入されており、これによる相続債権者の保護策の必要性は本稿第一部において、事例などを通じて

説明してきた。今回の建議稿は現行制度の当然限定相続原則を継続し、より原則化している（第78条）。すなわち、まず相続財産から債務を清算した上で遺産が分割されるので、各相続人は相続債務を承継しない。そこで、確実に債務の弁済がなされるように、相続債権者の利益を守る措置を講じなければならない。建議稿では、法定相続の遺産処理については遺産管理人、遺言処分については遺言執行者を置き、これらの権利・義務関係を明確にすることによって対処しようとしている。

1) 遺産処理

建議稿の第5章に、「遺産の処理」に関する諸規定が置かれている。ここでは、相続人の債権者や相続債権者の保護を強化する補完的制度が規定されている。

現行制度では、遺産管理人制度の欠如により、遺産管理人の選定が明確なものではなかった。また、遺産管理人がどのような具体的な手続きに基づき遺産を処理しなければならないのかについても、明らかではなかった。こうした制度上の不備に起因する遺産を処分する際の深刻な問題にたいし、第一部で取り上げられた事例を通じて、すでに十分な認識が得られたと思われる。すなわち、問題の中核は、遺産を処理する際に、相続人が他の相続関係者に通知せずに、財産目録を作成しないまま、遺産を分割、承継できるところである。遺産を処理する相続人の明確な義務が不備のため、実際、処理する者の自由意思のままに遺産が処分されることが頻発する。また、相続人による相続債権者、受遺者などの利害関係人の利益を害する行為が発生しても、中国相続法には日本法のような法定単純承認制度が存在しないため、不法な遺産処理をなした相続人に債務を包括承認させるという一種のペナルティーを与えることも不可能である。

かかる制度を健全化するために、建議稿では、遺産管理人の選任手続きが具体化されている（第65条）。ここでは、確定された遺産管理人の報酬が相続費用として最優先的に留保される（第66条）。遺産管理人は報酬を得られる代わりに、財産目録の作成、遺産債権の公告、相続債務の弁済、

および法定の順序に基づいた遺産の処理などの職務を履行しなければならない。こうした義務に違反した場合には、損害賠償責任を負わなければならない。これらの規定により遺産管理人の責任が強化されている。これにより、相続債権者と相続人との公平が保たれると予想される。他方、建議稿によれば、遺産管理人が選任されなかった場合には、すべての相続人が共同して遺産管理人の責務を果たさなければならない。相続人が遺産管理責務を果たさず、債権者の利益を害した場合は、損害賠償責任を負わなければならない。すなわち、建議稿は単純承認を強制させない代わりに、勝手な債務弁済や遺産処理を行った相続人に、損害賠償責任を負わせることによって、不正行為を阻止しようとしている。このような建議稿の立場は相続人による自由弁済に強い制限を加えたものであり、現行の相続制度と一線を画した有効な制度になるのではないかと思われる。

具体的には以下のようなものになるう。

被相続人が死亡したとき、これを知った相続人は、通知義務者となり、他の相続人または遺言執行者にその事実を知らせなければならない。また、被相続人が死亡したことを知った利害関係人は相続人または遺言執行者に通知することもできる(第64条)。相続人は相続開始後2ヶ月以内に、遺産管理人を選任しなければならないが、もし遺産管理人が決まらない場合は、すべての相続人がその責務を果たさなければならない(第65条)。また、一定の条件の下で相続債権者を含めた利害関係人は人民法院の指定を通じ、遺産管理人を確定することができる。遺産管理人が指定される前に、利害関係人の請求があった場合には、人民法院は遺産にたいし必要な処分をすることができる(第65条)。相続開始後、遺産の所持者は適切な方法を以て、遺産を保管する義務があり(第67条)、選任された遺産管理人は財産目録を作成しなければならない(第68条)。これらの規定により、遺産管理人による適切な管理が期待されている。

被相続人死亡の後、一定の公示期間が定められている。その期間に、相続債権者を確定する。明確な公示期間を置くことによって、相続債権者が

自己の債権の額および弁済期日を早めに申告させることができ、期間後の紛争を回避させることができると制定者は考えている⁶⁾。この公示期間が強制されることにより、相続債務を弁済せずに遺産分割を行ってしまうような不正行為を防止できるだけでなく、相続人は特定の相続債権者と結託して、他の債権者の利益を侵害することも防げる。

このように、相続人による不当な遺産の処分から生じる相続債権者の利益侵害に歯止めをかけるために、建議稿は以下のような詳細な規定を設けた。相続人と遺産管理人は相続開始を知ったときから3ヶ月内に、人民法院に財産目録を提出しなければならない。人民法院は公示催告手続きに基づき、3ヶ月以上これを公示し、債権者による債権の申告を催促する(第79条)。公示期間中に、相続人と遺産管理人は、すべての債権者および受遺者による給付請求を拒絶することができる(第79条3項)。また、遺産に担保権を有しない相続債権者は、規定された期間内に債権の申告をしなかった場合において、相続人または遺産管理人がその者を知らなかったときは、剰余の遺産にたいしてのみ権利を行使しうる(第82条)。催告期間後に、相続人と遺産管理人は、遺産に担保権を設定した相続債権者の請求を満足した後、申告があった債権とその他の知ることができた債権の額またはその額の比例に基づき遺産を以て弁済する(第80条)。弁済期が到来しなかったまたは争いのある債務にたいし、相続人または遺産管理人は、遺産分割する前に、これらの債務を弁済するのに必要な財産を留保しなければならない(第80条)。これら相続債権者の債権申告のための公示手続きは、迅速かつ公正な債務弁済に役に立つものと思われる。また、相続人と遺産管理人が、「遺産処理の順序」(第78条)、「遺産債権の公告」(第79条)、「相続債務の弁済」(第80条)の規定に違反した場合において、相続債権者と受遺者に損害をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならない(第81条1項)。さらに、侵害を受けた相続債権者と受遺者に、不当な弁済であることを知りつつ、この弁済を受けた相続債権者または受遺者にたいして不当な弁済額の返済を請求できる権利を与えた(第81条2項)。この

規定は相続債権者間の平等に配慮を見せた措置として評価すべきであろう。

ただし、以上のような新制度を現実のものにするためには、公示催告手続の具体化、諸手続を実行する遺産管理人の確保（専門的知識を有する第三者、有資格者など）が不可欠であろう。

他方、現行の相続制度では、相続人の債務が弁済されずに、遺産が分割された場合は、「相続法」第33、34条が規定する遺産処理の順序を違反したときの特殊な措置として、「意見」第62条が設けられている。すなわち、かかる場合は、「意見」第62条の規定によれば、法定相続人が取得した財産を以て債務などを弁済する。それが完済されなかった場合、あるいは、遺言相続人と受遺者のみ存在する場合には、遺言相続人および受遺者が、取得した財産の割合で、債務を弁済しなければならない。換言すれば、債務が遺産の範囲内で弁済されない間に遺産が不正に処分された場合、不正な処分につき責任のない遺言相続人および受遺者も弁済義務を負わなければならない。現行相続法では、遺産管理人、遺言執行者および有責相続人などの責任が明確化されていないため、かような定めはやむを得ない補完的措置といえよう。これにたいし、建議稿第81条に基づけば、相続人と遺産管理人は、第78条から第80条までの規定を違反して遺産処分を行った場合、その責任を負わなければならない。すなわち、現行の相続法制と異なり、建議稿は賠償責任を有責相続人または遺産管理人に集中させ、責任なき法定相続人、遺言相続人および受遺者は債務の弁済とは無関係の状態に置かれている。上述の責任を負担する主体が大きく変更されたところは、建議稿における重要な改正点であるといえよう。

2) 遺言執行

遺言処分の部分では、現行制度は遺言の執行に関し、遺言による遺言執行者の指定に触れているものの、その選任方法、および如何に執行するかについて言及していない。とりわけ、規定どおりに執行しなかった執行者の責任を明確にしなかったため、相続債権者の利益を害する執行は後を絶たない。遺言処分に関する新設規定では、遺言の執行という詳細な一節

(第3章第6節)が置かれており、この中で遺言執行者をめぐり、その選定、権利・義務、および責任を定める内容を盛り込んでいる。このような規定を導入し、遺言執行者の権限および責任の明確化により、遺言処分において、現行制度では頻繁に発生している、相続人による相続債務を無視した遺言の執行に歯止めをかけることができるのではないかと思われる。

その具体的な内容は以下のようなものになろう。

遺言者は遺言において執行者を指定することができ、または第三者に執行者を指定することを委託することができるが、これを指定せずまたは指定された執行者が執行できない場合には、遺言者の法定相続人が遺言執行者となる(第54条)。遺言執行者が複数いる場合、あるいは遺言執行者がいない場合において、法定相続人が多数いるときは、共同して遺言を執行する。共同相続人は一名または数名の代表を選任し、遺言を執行させることもできる(第56条)。

遺言執行者の権利および義務として、遺言に別段の定めがある場合を除き、建議稿第57条によれば、遺言執行者に、遺言の合法性、真実性を確認すること(1)、遺産の整理および管理(2,3)、訴訟の代理(4)、すべての遺言相続人と受遺者を招集し、遺言の内容を公開すること(5)、遺言の内容に基づき遺産を遺言相続人と受遺者に引渡すこと(6)、各種の執行妨害を排除すること(7)、および遺言執行時に蒙った予想外の損害の賠償を相続人に請求すること(8)ができると定めている。制定者は、遺言執行者の権利・義務を詳細かつ明確にすれば、遺言執行が順調に行われることを促進できると考えている⁷⁾。すなわち、遺言執行者は単に事務的に遺言を執行するのではなく、執行の前提となる遺言の合法性および真実性をまず確認しなければならないのである。個々の遺産を確認し、その財産目録を作成するは執行者の義務である。これらの義務は、遺産管理および清算と同様に、執行者の義務の一部として理解されている⁸⁾。現行の規定にないような遺言の有効性の確認および詳細な遺産の管理規定により、相続人間の公平を図ると同時に、執行者の権限・義務を明かにしたこ

とは、相続債権者の保護にも非常に役に立つと思われる。

また、第57条5項は、遺言の内容がすべての遺言相続人と受遺者の前で公開されなければならないと規定しているため、利害関係人間の公平が守られるだろう。日本法では、遺言執行者が受益相続人または受遺者と結託して、他の相続人の知らない間に遺言執行をしてしまうことがあるが、建議稿では、第57条の執行者の権利・義務規定によって、これを防ぐことが可能であるように思われる。ところで、他の法定相続人が第57条5項が定めた者の中に含まれていないのはなぜであろう。おそらく、日本法と異なり、中国法では相続債務が包括承継されるのではなく、当然限定相続原則のもとで先に弁済されるため、遺言の内容を他の相続人に知らせる必要性は日本ほど強くないからであるように思われる。しかし、遺産処分のもと、なお財産の残余がある場合、他の法定相続人も利害関係人になりうるという点を勘案すると、遺言が開示される際、他の法定相続人も同時に招集した方が望ましいと思われる。

さらに、遺言執行者は、遺言を執行するとき、法律の要求と遺言者の意思に基づき忠実に自己の責任を果たさなければならない。遺言執行者が故意または重大な過失により、相続人、受遺者およびその他の利害関係人に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。但し、遺言執行者が有償で遺言を執行する場合には、過失よる一切の損害にたいし賠償責任を負わなければならない(第58条)。

遺言執行者の義務を明確にした上で、公正性を賠償責任でカバーしようとする方法は、法定相続の遺産管理人制度と同様である。ただし、遺産管理人制度と異なり、被相続人が遺言で遺言執行者の報酬を指定した場合を除き、遺言の執行が通常無償で行われるべきであるとされるため(第59条)、建議稿では、有償と無償の場合を区別している。無償の場合には、無償の執行者を安心させ執行を促進させるために、遺言を執行する者の責任を軽減している。他方、有償の場合には、遺産管理人と同様に重い責任を負わなければならないとする。すなわち、無償の場合には、損害賠償責

任の要件が故意または重過失であるのにたいし、有償の場合には、軽過失の場合にも損害賠償責任を負うべきであると制定者は考えている⁹⁾。ところが、上述の分析からして、仮に無償の場合、遺言執行者の責任が軽減されるとしていても、執行者は執行するに際して、時間、経費をついやすのみならず、一定のリスクをも負わなければならない。この危険を冒してまで、自ら遺言執行者になろうとする者が現れるだろうか。私見としては、むしろ有償原則に変更し、遺言執行者の報酬を保障することによって、専門的な能力のある遺言執行者を確保すべきだと考える。それに伴う賠償責任は、専門家の責任として当然のことであろう。

3 相続人間の平等を図る規定

中国における市場経済の導入とともに、近時、個人の財産が確実に増加してきた。通常、財産が増えれば増えるほど、人が死亡するとき、相続人の遺産への期待は高まっていくであろう。したがって、建議稿はこうした変遷に注目し、相続人間の平等を図るために、以下のような新しい制度を設計した。

1) 生前贈与の持戻し

被相続人が生前、特定の相続人に財産を贈与した場合において、相続のときに、贈与を受けた相続人が他の相続人と同じ相続分を受けるとすれば、不公平が生じる。そこで建議稿は贈与の持戻しに関する規定を総則の部分に置いている。建議稿第10条は、「相続が開始する前に、相続人が結婚、分居、営業およびその他の事由により、被相続人から贈与された財産は、遺産に算入しなければならない」と規定し、共同相続人間の平等を図った。また、第10条1項の但書により持戻しの免除が認められた。この規定を設けた趣旨は、相続人間の公平と特定の相続人に財産を与えようとする被相続人の意思の調整にあり¹⁰⁾、日本法における持戻し制度の趣旨と相似している¹¹⁾。

ところが、建議稿は、遺産分割の時に相続すべき財産から控除する対象

を生前贈与に限定し、法定相続人への遺贈、すなわち遺言相続の対象財産を控除の対象から除外した。その根拠はどこに求められるのであろう。中国法において、受遺者が法定相続人以外の者に限定されていると制定者は主張し、このような場合は遺言者の意思をなるべく尊重しようとする従来の姿勢¹²⁾を維持しようとしている¹³⁾。かかる考えに即し、受遺者が法定相続人以外の者に限定される以上、遺贈額を相続すべき財産から控除する必要はないのは当然であろう。一方、比較法的な見地から見ると、たとえば、日本法でいう受遺者は、法定相続人以外の者のみならず、法定相続人もこれに該当するため、特別受益相続人の相続分から遺贈を控除することによって相続人間の公平を図ろうとしている。私見として、たとえ遺言者の法定相続人以外の者への遺贈の意思を尊重しようという制定者の考えには一理があるとしても、建議稿には、受遺者として法定相続人のみ存在するような場合、つまり、中国相続法が遺言相続と理解する場合、実質的に遺言による受遺者である遺言相続人と法定相続人間の平等を侵害する事態を防止する規定がないということは、遺言相続人と法定相続人との間に不平等をもたらし、生前贈与の持戻し制度とのバランスを失う恐れも生じらる。ここでは、問題提起にとどめ、かかる問題の具体的な解決策をめぐる検討は次章に譲りたい。

なお、生前贈与の評価時期に関し、建議稿は相続開始時を基準とする日本の通説・判例¹⁴⁾と異なり、贈与当時の価値に基づき計算されなければならないと規定している(第10条3項)。この点に着目すれば、制定者は贈与は相続分の前渡しであり、相続行為の一環であることを認識しつつ、評価時期はドイツ法(2055)やフランス法(860, 868)の影響を受けたのではないかと思われる。仮にそうだとするならば、なおのこと、遺言相続で法定相続分以外の財産を取得する相続人と、そうでない相続人の公平を実現する必要性は高いといっても差し支えない。

2) 新しい特留分制度

遺言処分におけるもう一つの注目すべき大きな変更点は、実質的に相続

人間の公平を図る特留分制度の導入である。従来から特留分と必留分とは同じ概念であると中国の学者は理解している。私見として、建議稿で提起している制度は現行制度とは趣旨が異なるものであり、それを区別するため、現行制度の規定を必留分¹⁵⁾とし、建議稿の概念を特留分¹⁶⁾としたい。現行制度において、すでに必留分制度が存在しており、この制度を導入した根拠は、労働能力がなく生活の糧もない相続人を守ることに求められている。したがって、相続財産が弱者の相続人のために有効に利用されることはもとより、これらの者を支えることにより、国の福祉財政を軽減させることにも大きな意味を持つであろう。一方、近時、中国でも市場経済の恩恵を受け、一部の先に裕福になった被相続人の遺産額の増加とともに、特留分制度のこうした純粋な遺産の社会保障の役割を踏襲しつつ、遺産を平等に分配する方法を考えなければならない。比較法的な見地から見れば、日本法でいう遺留分制度には相続人間の公平を保つ役割と生活を保障する役割との二つの意味があるとされている¹⁷⁾。現行の中国法の必留分制度は、非常に曖昧なものである。すなわち、「相続法」第19条は、労働能力がなく生活の糧もない相続人に必要な財産を残そうとしている。また、「意見」第37条は必留分の優先的保全を図ろうとしている。建議稿制定者は、現行相続法制の立法趣旨、すなわち社会福祉の要求という点を踏襲したうえで、必留分制度における権利の主体及び客体の認定要件の不明瞭さを払拭しようとした¹⁸⁾。すなわち、制定者は、特留分制度の目的として、相続人間の公平を念頭に置いてはいない。しかし、比較法上で遺留分制度が含有するもう一つ重要な意味、すなわち、相続人間の公平を図るものとして、実質的に特留分制度は機能するだろう。私見として、中国において金額を明確にすることのできる特留分制度を導入すれば、今後、個人の財産の増加とともに、特留分が持つこの重大な意味は解釈上必ず浮上するように思われる。

建議稿が考える特留分制度の最大の特徴は、特留分の割合を明確に規定した上、遺言における特留分を侵害した部分を強制的に失効させるところ

である。すなわち、建議稿は本稿第14条が規定した第一順位、第二順位、の法定相続人は特留分相続人であることを定め(第29条3項)、第一順位の法定相続人、すなわち、配偶者、子、父母の特留分はその相続分の2分の1であること、および第二順位の法定相続人、すなわち、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母の特留分はその相続すべき相続分の3分の1であることを明確にしたうえ(第30条)、遺言者が特留分に関する法律規定に違反して作成した遺言処分は無効であると規定している(第29条1項)。制定者は第二順位の法定相続人を特留分権利者として定めたのは、権利・義務一致原則からの要請でもあると示唆している¹⁹⁾。すなわち、通常、第二順位の法定相続人は被相続人と密接な関係を持つと考えられる。したがって、これらの者が被相続人を扶養するケースも少なくないため、特留分権利者の主体を第二順位の法定相続人まで拡大することによって、扶養した者の利益が保護されると制定者は想定している。権利・義務一致の原則は、相続人間の実質的な公平を図る側面を有している。この視角から、特留分制度は間接的、潜在的に相続人間の公平を配慮しているといえよう。また、特留分権利者の主体およびその割合は、台湾法における特留分制度(台湾民法典1223条)が定めたものと同様である点を、制定者は強調している²⁰⁾。

また、日本法のように権利者が遺留分減殺請求をしなくても、特留分があらかじめ保護されるため、特留分制度では、遺言を執行する段階で、問題が解決されると予想される。特留分を相続人に確保される最低限の保障として位置づけ、具体的な権利性を明らかにしたものと見える。また、特留分制度を採用する結果として、今まで必留分の確保以外に比較的遺言者の意思が尊重されている中国の遺言制度の根幹は一変し、遺言者の自由が大幅に制限されるようになると予想される。近時、日本でも各相続人の具体的な相続分を計算するとき、相続財産を遺留分と自由分に分け、相続人の遺留分を優先的に確保したうえで、これ以外のものは被相続人が自由に処分できるとする見解が現れている²¹⁾。建議稿の新しい特留分制度に従えば、従来の相続分の計算式は根本的に見直さなければならない局面を迎え

るだろう。この際、遺留分と自由分に分け、生前贈与や遺贈をそれぞれに充当させていくという相続分の算定方法は、建議稿にどのようなヒントを与えることができるかを、次章で検討する予定である。

なお、前述のように、現行中国相続制度において権利・義務一致の原則は重要かつ中心的な原則として位置されている。この従来の原則を維持するために、建議稿の法定相続部分でも、個別の条文が設けられ、主な扶養義務を果たした相続人(第24条)または被相続人以外の者(第25条)の利益が保護されている。権利・義務一致の原則を反映した第24、25条は、扶養という点で見れば、実質的な相続人間の平等を図る様相を呈するようと思われる。そして、仮に建議稿の特留分制度が権利・義務一致の原則を考慮しているのであれば、第24、25条が定める修正要素とやかに調整するかに注意を払う必要があるだろう。なぜなら、特留分計算のところで要扶養者および扶養に尽くした者の利益がすでに配慮されていると考えれば、特留分に加えて、第24、25条により、これらの者の利益を保障するかどうかは、公平を失ないように慎重に判断すべきである。具体的な算定のしかたは次章で検討する。

3) 共同相続人の担保責任

遺産分割後、ある相続人が瑕疵ある物や権利または全額弁済を受けられなかった債権を取得した場合には、相続人が共同でこのリスクを負担しなければ、瑕疵のない物や権利を取得した相続人との間に不公平が生じる。このようなことを防ぐ措置として建議稿は担保責任の制度を新たに導入し、共同相続人に売主瑕疵担保と同様の責任を負わせ、つぎのように説明している²²⁾。相続人間の担保責任は、物的瑕疵担保責任と権利的瑕疵担保責任に大別することができ、そして、いわゆる物の瑕疵担保責任とは、目的物の価値、品質に瑕疵がないことを担保することであり、これにたいし、権利的瑕疵担保とは、第三者が権利にたいし一切の主張をしないことを保証することであると述べている。

条文の内容によると、それぞれの相続人が得た遺産額を限度に瑕疵のあ

る、または停止条件付きおよび弁済期に至らない債権について担保責任を負わなければならない。さらに、種類物を取得した受遺者は、相続人にたいして同様に担保責任を請求することができる(第87条)。制定者の考えによると、受遺者が取得する遺産を種類物と特定物に分け、種類物に瑕疵ある場合のみ、相続人が瑕疵担保責任を負わなければならないとする²³⁾。また、相続人間の瑕疵担保責任と売主の瑕疵担保責任と相似しているが、実現の方法には差異があり、すなわち、相続人間の瑕疵担保責任の場合は、遺産の再分割または補償の請求を用いて解決できると考えられている²⁴⁾。

以上の担保責任を負う共同相続人の中に、無資力の者がいる場合には、返還できない部分につき、請求権のある相続人その他の相続人が、その取得した遺産の額の割合に応じて分担する。また、請求する相続人自身の責任により生じた瑕疵は、他の共同相続人に責任を負担させることができない(第88条)。これらは、共同相続人間に責任負担を明確にするために設けた規定であると説明されている²⁵⁾。

建議稿の瑕疵担保責任に関する内容を見ると、日本法の制度(第911条914条)と非常に類似している²⁶⁾。建議稿は共同相続人が負担する責任の割合は法定相続分によるものではなく、取得した実際の遺産額で決めている。これは中国相続制度の法定相続分が一応の目安であり、権利・義務一致の原則により、最終的に取得する遺産が浮動的なものであることに根拠を求められるのではないかと思われる。なお、一定範囲内において、受遺者にも担保責任を請求できる権利を保証したことは、遺言者の意思を尊重する措置として評価に値するだろう。また、建議稿は弁済期の到来している債権については、各共同相続人が「遺産分割時」の債務者の弁済能力を担保するとし、停止条件付または弁済期に至らない債権の担保は「弁済時」と規定している(第87条)。その理由は明らかにされていないが、かかる点は台湾法第1169条の定めと同様である点からして、台湾法を模倣した可能性も否定できないと思われる。一方、台湾法が参照したであろう日

本法の見地からすれば、「分割の当時」にしたのは共同相続人間の公平を図れるからであるとされている²⁷⁾。

4 その他の改正点

上述のほか、建議稿にはいくつかの新たな改正点がある。ここで、重要と思われるものを取り上げておきたい。

1) 法定相続人順位の見直し

現行相続法は、第1順位の法定相続人は、配偶者、子、父母であり、第2順位の法定相続人は、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母であると定めている(第10条)。また、その第12条によれば、配偶者を失った嫁・婿は、それぞれの夫・妻の父母にたいし主要な扶養義務を果たしたときは、第1順位の相続人となる。

これにたいして、建議稿制定者は以下のように立場を示した²⁸⁾。現行相続法第12条でいう者を第1順位の相続人とすれば、結果的に被相続人の配偶者以外の非血族の者を相続関係に取り入れることになり、相続法の体系を破壊する恐れがある。仮にこれらのものが被相続人を扶養したならば、建議稿第25条に基づけば、その利益を図る余地がある。また、外国法との比較から、現行相続法が定めた法定相続人の範囲は、狭すぎるので、被相続人の個人的な財産が安易に国庫に納められないために、一定の範囲拡大が必要と考えている。したがって、建議稿は現行相続法第12条を削除し、4親等以内の親族を第3順位の相続人とした(第14条)。私見として、かかる制定者の講じる措置、とりわけ、相続法第12条を削除しようとする見地は、相続法理における理論的な整合性を保つことができるだけでなく、これらの者が被相続人を扶養したか否かが外部の者から見て明らかでないため、相続関係における予見性、透明性を増加させる措置として、評価に値するようと思われる。

2) 遺言方式規定の具体化および遺贈扶養協議の法的性格の明確化

周知の通り、遺言は法定相続分に直接影響を与える極めて重要な要因で

ある。そのため、遺言の信憑性を確保できる詳細な規定は欠かせないだろう。ところが、現行の相続法では、公証遺言、自書遺言、代書遺言、録音遺言および口頭遺言の方式を規定しているが(第17条)、その内容は極めて簡素なものであり、一つの条文にまとめられている。建議稿制定者は、従来の遺言方式を踏襲した上で、実務、学説および外国の立法例を総合的に考慮し、各遺言方式を完備しようとした²⁹⁾。つまり、制定者は第34条ないし第38条の5つの規定を用いて、それぞれの方式を詳細に定めている。たとえば、第34条の「公証遺言」では、遺言者が記載すべき内容のみならず、公証人が審査しなければならない遺言者の遺言能力、意思表示の真实性などの有効要件をも列挙している。その他の方式を定めた規定には、各遺言方式の成立の要件または作成方法を取り入れている。遺言の真实性をも求めることにより、建議稿では、被相続人の意思を尊重するとともに、不正を防止することによって、相続人間の公平を図ることができ、大いに評価すべきであろう。

他方、建議稿は従来の遺贈扶養協議(取決め)制度を導入し、遺言処分を定める第3章のあとに、意図的に専門の章を設けて、その定義、方式および効力を定めた(第61-63条³⁰⁾)。とりわけ、第61条2項は「本法が規定していない遺贈扶養協議の部分については、契約法の関連規定を適用する」と規定している。これにより、法的性格として、遺贈扶養協議を一種の特殊な契約であると確認できるため、紛争が生じる場合、契約法の適用により明瞭な問題解決につながるとされる。

3) 共同相続

現行の相続制度では、相続人が複数あるときの遺産が分割される前における共同相続人と相続財産との法律関係を明確に定める規定は存在していない。しかし、共同相続の形態により、相続債権者に大きな影響を及ぼすことになる。建議稿は相続人が数人いる場合、遺産は共同共有となり、各相続人は自己の相続分に基づき被相続人の権利・義務を相続するとしている(第22条)。本条は共同共有と観念しながら、各相続人の相続分により

遺産が潜在的に分離されているというような感じをあたえる文言を用いているので、ここでいう共同共有とはいったい何を意味しているのかを吟味する必要がある。

比較法上の変遷に注目すると³¹⁾、個人主義の急速な発達により、家産一体の要請を重視する初期のローマ法は、帝政期までに完全に個人化され、各相続人の権利も顕著に拡大された。こうした見解のもとでは、共同相続人は、相続財産を共有(Miteigentum)し、個々の相続財産につき自由に処分できる共有持権を有している。そのため、このようなローマ法的な考えは共有説と言われている。かかる共有説を取り入れたのは、フランス民法(815条, 870条, 873条, 1022条など)をはじめとして、イタリア民法(713条, 716条など)などがある。

かような個人主義を重視するローマ法的な考えにたいして、家族が持つ血縁的生活共同体という側面に傾き、家族の維持を偏重するゲルマン法的な考えも存在していた。すなわち、相続財産は、相続人共同体(Erbengemeinschaft)に帰属し、共同相続人の合手的共有(合有)(Eigentum zur gesamten Hand)に属している。換言すれば、相続人の持分は、特別財産としての相続財産全体に対する観念的・分量的な一部を意味するにすぎないと考えられている。個人主義の急速な発展とともに、ローマ法を継受した、普通法時代のドイツ相続法では、共同相続人個人の利益が優先される時代もあった。ところが、プロシアの一般国法、すなわちラント法(ALR)の時代に入ると、共同相続人の個人的利益を重視するより、被相続人の財産が分割されることにより、その利益が害されやすい相続債権者を保護する点に重点が置かれている。現行ドイツ民法はプロシアのラント法(ALR)を通じて、かかる合有主義を継承しており³²⁾、その第2033条1項は、各共同相続人は、遺産にたいする自己の持分を処分することができる規定しながら、同条2項では、個々の遺産の目的にたいする自己の持分を処分することができないと定めている。つまり、第2033条2項は、共同相続人による相続財産上の具体的個々の物、または権

利の物権的持分の処分に制限を加えている。このように相続財産の持分は遺産分割まで潜在的に存在するにすぎないため、組合員が組合財産にたいする共有関係に類似していると考えられる。

なお、日本民法において、遺産共有の形態を定める緻密な規定はおかれておらず、単に相続財産が全共同相続人の共有に属すると定めているに過ぎない(第898条)。そのため、「共有」の意味について大いに議論されてきた³³⁾。なお、日本法において第909条は、遺産分割の遡及効について定めたものである。その条文の中には、合有説の重要な根拠とされる本文³⁴⁾と共有説に決定的な有力な論拠を提供している但書³⁵⁾が含まれている。共同相続関係の法律構成をめぐる議論は、この点を中心に展開されたように思われる。共有を支持する説³⁶⁾は有力であるが、合有説³⁷⁾も相当の勢力を見せている。

建議稿の制定者は、物権法の一般理論からすれば、共有には、持分的共有と共同共有³⁸⁾との二つの形態があると認識し、相続財産の場合は、遺産が分割される前には、各相続人の具体的相続分が確定的なものではないため、相続財産における共有は共同共有であると示唆している³⁹⁾。建議稿における相続分の譲渡の制限(第70条)、相続債務の弁済の順序(第78条)および遺産分割に遡及効を与えている(第85条)などの規定および、上述の議論を踏まえて総合的に考察すると、建議稿制定者がいう共同共有は日本法でいう合有説つまり、厳格な合有的共有を意味しているのではないかと思われる。

4) 相続分の譲渡の制限

遺産は共同相続人が共同共有する特殊な財産であるため、遺産が分割される前に、各相続人が自己の有する相続分を相続人以外の者に譲渡することを容認すれば、かかる共同共有の性質を変更させることになる。しかし、共同相続人間において相続分が譲渡される場合には、遺産の共同共有の性格が転化することがないため、これを是認すべきであろうと建議稿制定者は理解している⁴⁰⁾。したがって、建議稿は、遺産が分割されるまえに、相

続人による相続人以外の者への相続分の譲渡を禁止し、これに違反して行われた相続分譲渡を無効とした(第70条)。日本法905条と反対に、相続分の譲渡を無効としたのは、建議稿は、分割される前の相続財産が共同相続人の共同共有(合有的な共有)であることを重視しているからであるが、私見としては、法的関係を複雑化させたくないというねらいもあるように思われる。第三者が相続分を買い集め、相続財産を事実上支配してしまうことを避けることもできよう。

5) 相続放棄の無効

前述のように、中国の通説および現行制度は、相続人の固有の債権者の利益を侵害した相続放棄を無効とする傾向があり⁴¹⁾、建議稿制定者は従来の見地を踏襲したうえで、以下のような立場を示した⁴²⁾。すなわち、現行の相続制度では、放棄の無効により、相続人の債権者の利益を害する相続放棄に歯止めをかける内容はある⁴³⁾が、規定中の「法定の義務」とはいったい何を指しているか、如何にして無効とさせるかが不明瞭である。また、相続を放棄することが相続人の自由意思でもあるため、これを尊重することに一定の配慮をし、相続人が十分な担保を提供できる場合、本人の意思の選択肢の幅を広げようとした。

建議稿第74条は、「相続人の相続放棄によりその債権者の利益を侵害した場合は、債権者は相続放棄を知った又は知り得た日から6ヶ月以内に、人民法院に相続放棄無効の裁定を請求することができる。但し、相続人が十分な担保を提供した場合を除く」と規定し、十分な担保を提供することができない場合において、相続人の自由意思を犠牲にしてまで債権者の利益を優先している。

遺産を相続するか否かという相続人の自由意思の尊重を犠牲にしてまでも、相続人固有の債務の債権者を保護すべきなのかについて、比較法的な見地からすれば意見が分かれている。また、肯定的な考えをとった立法例では、相続人の債権者を満足させるために、債権者が相続人の地位を代位して、本人の遺産を相続する(フランス民法788条)方法と、債権者が裁

判所に相続放棄の取消を請求する(スイス民法578条)という2つの手法が存在する。

つぎに、日本法の判例・学説の現状を見ていきたい。なお、次章において、相続人債権者の保護措置、たとえば、遺贈の放棄、相続放棄同然の遺産分割協議などの相続人の詐害行為に対する債権者の取消または代位権をめぐって、もう一度検討する予定なので、ここでは、現状の概観の整理にとどめたい。

債権者による相続放棄の詐害行為取消権は、被相続人の債権者によるものと相続人の債権者によるものに大別することができる。類型を問わず、大半を占めている通説⁴⁴⁾は、相続人による相続放棄が身分的な行為であることを重要な論拠とし⁴⁵⁾、債権者の取消権を否定している。また、中間的な立場は⁴⁶⁾、詐害行為取消権の行使の余地を示唆している。近時、柔軟性を見せて中間的な見地が現れたことを契機に、戦後稀ともいえる肯定説⁴⁷⁾に加勢する有力説⁴⁸⁾が増えてきた。他方、判例⁴⁹⁾は戦前から一貫して否定説を採用していて、徹底的に否定説を支持している。たとえば、昭和42年判決の判旨は、「相続の放棄は、それによって相続人債権者に損害を加える結果となり、また放棄者がそれを目的とし、もしくは認識してなされたとしても、民法が相続放棄の自由を認めている以上、無効と解すべきではない」と述べ、完全に相続放棄の取消権の行使の余地を否定した。しかし、相続放棄により相続人の債権者の利益が侵害される可能性があるにもかかわらず、日本の通説・判例は、なぜ否定説に徹したのかが疑問である。否定説が述べている理由の他に、なにか根拠はないだろうか。

私見として、中国において当然限定相続が採用されることにより、相続人が取得するのが積極財産のみとなるため、相続人がこれを放棄すると、相続人債権者の利益を甚だしく侵害することになる。これにたいし、日本法の場合は、単純承継を原則としているので、相続人が積極財産を承継すると同時に被相続人の債務をも負担しなければならない。仮に無資力の相続人による放棄が取り消されたとすれば、相続債務が存在するとき、この

者にとって、あまりにも酷すぎるだろう。これは相続人とその債権者の利益を衡量した結果であるように思われる。しかし、端的にいえば、被相続人には積極的財産があり、消極的財産が全くない場合を勘案すると、放棄の取り消しを認める余地がないとはいえないであろう。

6) 共同相続人の債務に対する連帯責任

従来中国の学者の考えは、遺産が分配された後には、相続債務の弁済について、共同相続人に連帯責任を負わせようとしている⁵⁰⁾。建議稿制定者はこの考えを承継したうえで、「共同相続人が債務を負担する責任に関する外国法の立法例には、フランス法と日本法の持分的な立場、ドイツ法、スイス法のような連帯責任的な立場、およびオランダ法が定める遺産が分割される前に共同相続人が連帯責任を負う折衷的な立場がある。本建議稿は連帯責任的な立場に従い、且つ、台湾法が規定する相続債権者の同意があれば、連帯責任が免除されるような規定を採用する⁵¹⁾」と述べている。以上のような趣旨から、第75条2項は、「共同相続人は相続債務の弁済に対し連帯責任を負う。但し、相続債権者が免除に同意した場合を除く」と定めている。

また、本条の説明の部分において、「遺産分割が行われる前でも、分割後においても、遺産債務にたいし連帯責任を負わなければならない。また、ここでいう連帯責任の意味は、債権者は相続人の一人または全員にたいし、その者の相続額の限度において、債務の弁済を請求できるが、弁済をした相続人は、その他の相続人にたいし、実際に取得した財産額の比例により算出された各自の分担額を限度に、自己の弁済すべき債務を超過した部分を請求することができる⁵²⁾」と解釈している。

この説明は、債務が弁済されないで遺産分割がなされた場合を前提にしているように思われる。しかし、相続人の相続額の限度内で弁済すれば済むのなら、もはや連帯責任といえないだろう。さらに、「損害賠償責任」(第81条)の検討で解説したように、第81条によれば、不当な遺産処理を行った遺産管理人と相続人は、その不正処分による損害賠償を負わなけれ

ばならない。だとすれば、遺産が分割された後、有責者が責任を負うのだから、無責の相続人の弁済義務は生じないはずであろう。にもかかわらず、連帯して弁済義務を負わせるという制定者の考えは、相続人の不正な遺産処分に対する一種の威嚇とみるしかないように思われる。

7) 遺産分割の遡及力

遺産分割の効果につき、遡及効を与えるべきか否かをめぐり肯定的な考えと否定的な見解が対立している。この点につき、建議稿の制定者は、「比較法的な見地から、宣言主義と移転主義が存在する。移転主義の場合では、遺産分割は一種の権利の交換であり、各相続人は遺産分割を通じて、他の相続人と各自の権利を交換し、自己の権利を受けることになる。これにたいし、宣言主義の場合では、相続人が遺産分割によって取得した財産が相続開始時に各相続人に帰属し、遺産分割はこの既存の状態を宣告したにすぎない」と説明した⁵³⁾上、遺産分割の遡及効を認める(第85条)一方、本条の但書では第三者の利益を侵害してはならないと規定している。しかし、その説明は、単に日本民法第909条の立法例を採用したことを述べたに止まり、立法趣旨を具体的に説明していない。そのため、日本法における議論から検討する必要がある。

遺産分割は一種の相続分の交換であり、移転主義の方が凝制を伴わないため現状に合致している。また通常遡及効が否定されれば取引の安全に有利に働くと考えられる。ところが、日本の明治民法は親族たる相続人間の平和を図るため、第三者の利益を犠牲にし、宣言主義を採用した。当時、家督相続が相続の原則となり、遺産相続は例外的な存在であった。したがって、遺産相続につき分割に遡及効を認め一般的取引の安全を犠牲にしても、その害はそれほど大きいとはいえなかったといわれている⁵⁴⁾。しかし、家督相続が廃止され、共同相続の形態をとる遺産相続が中心となった法制において、取引の安全に配慮しなければならない。そこで、宣言主義の行きすぎを防ぐために一翼を担ったのが、第909条但書である。しかし、この但書の新設により、第898条における合有・共有論をめぐる議論に波

紋を投じた。もっとも、本来なら、第三者の利益を保護するために、合有説に立ったうえで合有関係を規律する規定を設けることが望ましいと示唆する立場もあった⁵⁵⁾が、そこまでの改正は容易ではなかったため、但書によって調整されている。こうした規定のもとでは分割に遡及効を与えるか否かにより、実際に生じる相違はそれほど大きくない。さらに、日本民法は共同相続人間の担保責任をも認めており、各相続人は分割により取得した財産につき他の相続人にたいし担保責任を追及することができる⁵⁶⁾とされている（第911 914条）。担保責任の規定によって、持分の相互交換という性質をも認められたわけである。こうした規定を鑑みると、日本法における宣言主義と移転主義とは実質上異ならないと指摘されている⁵⁶⁾。また、宣言主義がすでに崩壊し、移転主義の方が事態を説明しやいとする立場もある⁵⁷⁾。さらに、ある論者は、本条が一時的な規定にすぎず、問題の根本的な解決は、英米法における人格代表者や合有制度によるべきだと示唆している⁵⁸⁾。

なお、日本法の現状に対し、かかる修正的宣言主義をとったメリットとしては、強いていえば、相続開始後、一定期間遺産を分割しないまま放置した後、分割が行われる場合には、移転主義よりも現行規定の方が人々の法感情に合致しているのではないかという見解がある⁵⁹⁾。

日本法の遺産分割の遡及効に関わる経緯を勘案すると、相続における取引の安全を重視しなければならない今日、共同相続人間の瑕疵担保責任に関する規定（第87 88条）を導入した建議稿において、あえて日本法のような修正的宣言主義制度を採用する利益はどこに求められるであろう。私見として、遺産分割に遡及効を与えることは、相続財産が分割される前には合有的共有である点との整合性を保つために必要であると思われる。しかし、取引の第三者への利益侵害が甚大である場合に、但書によってその利益衡量を図ろうとするなら、整合性以上の難問が浮上するだろう。だとすれば、日本法における理論の矛盾を未然に防ぎ、日本の論者が提起した解決法をも含めて検討し、他の方法を模索することが望ましいと考える。

本章では、中国民法典建議稿相続編の概要および重要と思われる改正点を紹介し、また、建議稿条文における曖昧な文言の定義について、制定者の考えに即し、比較法上のかかる観念と比べた上で、その概念を明確にした。次章から、建議稿の内容をめぐって日本法とのさらなる比較研究を通じて、その不備な点を探り、解決法を模索したい。

- 1) 現時点では、相続編の立法理由および説明は公開されていない。相続編建議稿を担当する房紹坤教授から、『相続編の立法理由及び説明』を入手した。
- 2) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編『相続編の立法理由及び説明』51頁は、相続人以外の者は、相続権のない被相続人の法定相続人、と被相続人と全く血縁関係のない者に大別することができる」と述べている。實際上、相続権のない法定相続人は、被相続人を扶養し、財産を取得する場合がほとんどではないかと思われる。
- 3) 建議稿制定者は、生活基盤のない相続人の利益を考慮しつつ、相続債務の弁済の大切さも同時に念頭に置いた。そのため、最低限の保障として、6ヶ月間の生活費用に限定しようとしている。郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)126頁。制定者が相続債権者の利益に配慮を配っている点、及び期間が明確されている点は、大きな進歩といえよう。
- 4) Philip S. James, Introduction to English Law, 11th ed., Butterworths, 1985, pp. 529-530.
- 5) もっとも、相続債権者の利益の保護より、中国相続制度は相続法の社会福祉の役割を重視し、生活基盤を持たない相続人の利益を最優先している。この点は建議稿でも第78条の3項を設け、なお維持している。
- 6) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)128頁。
- 7) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)95頁。
- 8) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)94-95頁。
- 9) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)98頁。
- 10) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)25頁。
- 11) 谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』(有斐閣 1989年版)209-210頁[有地亨]、中川善之助編『注釈相続法(上)』(有斐閣 1954年版)170-171頁「薬師寺志光」、我妻栄・立石芳枝『親族法・相続法 法律学体系コンメンタール編4』(日本評論新社 1952年版)434頁。
- 12) 劉春茂主編『中国民法学 財産継承』(中国人民公安大学出版社 1990年6月第1版)464頁。
- 13) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)49頁。
- 14) 谷口知平・久貴忠彦編・前注11)244-245頁[有地亨] 最判昭51・3・18民集30巻2号111頁。
- 15) 中国法における必留分という言葉の意味は、朱暉「中国相続法の現代的課題(1)」立命館法学283号(2002年)230頁を参照。
- 16) 『相続編の立法理由及び説明』では特留分という言葉が使われている。
- 17) 我妻栄・立石芳枝・前注11)629頁、中川善之助編『注釈相続法(下)』(有斐閣 1955年

版)208頁「葉師寺志光」は、遺留分の存在理由として、社会共同生活の要求である点を強調している。有地亨著『家族法概論(改訂版)』(法律文化社 1994年7月)282頁。しかし、平均寿命が延びている現在、通常子は親の相続の時には自立し壮年をすぎているので、遺留分制度には子の生活保障の意味はないとする見解もある。二宮周平著『家族法』(新世社 1999年版)346頁。また、有地教授もこれを起因に遺留分制度全体の再検討が必要であると指摘されている。同書251-252頁。

- 18) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)57頁。
- 19) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)57頁。
- 20) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)58頁。
- 21) 伊藤昌司『相続法』(有斐閣 2002年版)213頁。
- 22) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)140頁。
- 23) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)140頁。
- 24) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)141頁。
- 25) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)142頁。
- 26) 日本法における共同相続人間の担保責任をめぐる議論は、主に瑕疵担保責任(第261, 561-572条)の条文の準用について展開されている。谷口知平・久貴忠彦編・前注11)409頁以下[宮井忠夫・佐藤義彦]
- 27) 谷口知平・久貴忠彦編・前注11)423頁[宮井忠夫・佐藤義彦]、また、我妻栄・唄孝一『相続法 判例コメンタール8』(日本評論社 1966年版)151頁は、「相続開始時でなく分割当時のそれであることに、分割段階が独自の意味を持つ」と示唆している。
- 28) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)35頁。
- 29) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)62頁。
- 30) 郭明瑞・房紹坤・閔濤編・前注2)101頁は、「遺贈扶養協議の本質は双務契約であるが、ただ、双方の義務が生じる時期が異なる」と述べている。
- 31) 中川善之助・泉久雄『相続法』(有斐閣 2000年第4版)218頁以下、谷口知平・久貴忠彦編・前注11)138頁以下[宮井忠夫・佐藤義彦]
- 32) ドイツは、ローマ法の考えを受けた時代、すなわち、普通法時代もあったため、19世紀末ドイツ民法を編纂する際、初めは各相続人個人の権利を強く認める方式もあったが、後に、相続債権者を保護し、相続財産の一体性を保持するプロシア方式に変更したといわれている。中川善之助・泉久雄・前注31)219頁。
- 33) 柚木馨「共同相続財産の法的性質」『家族法大系』(有斐閣 1966年版)153頁以下、甲斐道太郎「共同相続財産」谷口知平・加藤一郎編『民法演習』(有斐閣 1960年版)170頁、福島四郎「判例批評」民商法雑誌33巻4号(1956年)112頁以下、林良平「遺産共有と遺産分割」太田武男先生還暦記念『現代家族法の課題と展望』(有斐閣 1982年版)257頁、中川善之助編・前注11)143頁以下[山中康雄]、中川善之助・泉久雄・前注31)223頁、有泉亨・加藤一郎編『相続法(下)』(河出書房 1956年版)165頁[唄孝一]、我妻栄・立石芳枝・前注11)415頁以下などがある。
- 34) 我妻栄・立石芳枝・前注11)416頁。また、同書453頁は、第903条但書は、第三者を保護する特殊な規定と位置づけるべきと示唆している。有泉亨・加藤一郎編・前注33)165頁

[唄孝一]

- 35) 甲斐道太郎・前注33)170頁,中川善之助編・前注11)146頁[山中康雄]
- 36) 柚木馨・前注33)167頁以下,甲斐道太郎・前注33)170頁,伊藤昌司・前注21)243頁,福島四郎・前注33)112頁以下,林良平・前注33)257頁などがある。
- 37) 中川善之助・泉久雄・前注31)223頁,有泉亨・加藤一郎編・前注33)165頁[唄孝一],我妻栄・立石芳枝・前注11)415頁以下,中川善之助編・前注11)208頁[加藤一郎]などがある。
- 38) 王利明著『物権法論』(中国政法大学出版社 1998年版)335頁以下,著書では一般には,2つの共有概念の違いは,持分的共有は共有者が自己の持分を自由に処分できるのに対し,共同共有はその持有一部分を処分できないところにあると考えられている。
- 39) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)48頁。
- 40) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)113頁。
- 41) 従来の論者の考えの整理は,朱擘・前注15)201-202頁を参照。
- 42) 郭明瑞・房紹坤・閔涛編・前注2)121頁
- 43) 「意見」46条「相続人が相続を放棄することによって,法定の義務を履行できない場合,相続権を放棄することは無効である」と規定している。
- 44) 中川善之助・泉久雄・前注31)362頁,我妻栄『債権総論』(岩波書店 1964年新訂版)177頁,柚木馨著・高木多喜男補訂『判例債権法総論』(有斐閣 1971年補訂版)190頁,星野英一『民法概論()』(良書普及会 1978年版)110頁,有地亨「判例評釈」民商法雑誌57巻6号(1968年)973頁,池田恒男「相続放棄と詐害行為取消権」家族法判例百選「第5版」(有斐閣 1995年)209頁などある。
- 45) その根拠は 相続人に放棄の自由がある, 相続放棄の権利は人格的に密着している, 相続放棄は身分上の法律行為である, 第424条2項によれば, 相続放棄は財産権を目的とする法律行為ではない, 相続放棄は財産の減少を生じさせることがない, 債権者の期待と債務者の害意との価値判断の結果, などの点に要約することができる。
- 46) 椿寿夫「相続の承認・放棄と債権者」判例タイムズ403号(1980年)18頁,椿教授は, ケースを分けて考慮し, 相続財産に積極財産が多い場合, 「ごく例外的に相続放棄の詐害行為性を認める場合」を認めている。星野英一「判例評釈」法学協会雑誌85巻5号1968年)132頁, ただ, 星野教授は, その後の教科書において, 結論的に否定説を採用した, 星野英一・前注44)110頁。谷口知平編『注釈民法(25)』(1970年版)359頁[谷口知平], 谷口教授は相続開始後に債権を取得した債権者に限定し, 相続放棄の取消権を容認した。
- 47) 勝本正晃著『債権法概論(総論)』(有斐閣 1963年第16版)408頁。
- 48) 吉田邦彦「相続放棄と詐害行為取消権」家族法判例百選「第4版」(有斐閣 1988年)205頁, 前田達明『口述債権総論』(成文堂 1993年第3版)282頁, 大島俊之「相続放棄と債権者取消権(2)」法律時報57巻9号(1985年)120-123頁。
- 49) 大判昭和10・7・23法律新聞3876号6頁, 東京高判昭和30・5・31下民集6巻5号1051頁, 最判昭和42・5・30民集21巻4号988頁。
- 50) 高言・劉玉苓主編『繼承法理解適用与案例評析』(人民法院出版社 1996年9月第1版)296頁。

中国相続法の現代的課題(2)(朱)

- 51) 郭明瑞・房紹坤・関涛編・前注2)122頁。
- 52) 郭明瑞・房紹坤・関涛編・前注2)123頁。
- 53) 郭明瑞・房紹坤・関涛編・前注2)138頁。
- 54) 谷口知平・久貴忠彦編・前注11)392頁 [川井健]
- 55) 我妻栄・唄孝一・前注27)144頁, 中川善之助編・前注11)205頁 [加藤一郎] は, かかる規定につき, 「合有関係を公示し, 合有が共有に転化する時期を明確化(たとえば相続開始後一定期間を経過すれば自動的に共有となるなど)をはかるという方法がある」と述べている。
- 56) 中川善之助編・前注11)205頁 [加藤一郎], 谷口知平・久貴忠彦編・前注11)392頁 [川井健]
- 57) 鈴木祿弥著『相続法講義』(創文社 1986年版) 210頁。
- 58) 中川善之助監修『注解相続法』(法文社 1951年版) 145頁「島津一郎」。
- 59) 谷口知平・久貴忠彦編・前注11)392頁 [川井健]

資料

中国民法典：継承（相続）編条文建議稿 中国民法典立法研究課題組

目録

- 第一章 総 則
- 第二章 法定相続
- 第三章 遺言処分
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 遺言の形式
 - 第3節 遺言の内容
 - 第4節 遺言の変更と撤回
 - 第5節 遺言の効力
 - 第6節 遺言の執行
- 第四章 遺贈扶養協議
- 第五章 遺産の処理

第一章 総 則

第1条「相続の定義」

本法でいう相続は、自然人が死亡したとき、法律規定の範囲内の親族が死者の生前に作成した合法、且つ有効な遺言、又は法律の規定に基づき、死者が遺留した個人の合法的財産を取得することである。

相続において、被相続人は、その財産が本人の死亡により他人に移転する死者であり、相続人は、法に基づき被相続人の財産を相続する者である。

第2条「相続開始の時間」

相続は、被相続人の死亡時に開始する。

前項でいう死亡は、生理的死亡と宣告死亡（認定死亡）とを含む。

第3条「数人が同一事故において死亡した場合の死亡順位の推定」

相互に相続関係を有する者が同一の事故で死亡した場合において、死亡時間の前後を確定できないときは、相続人を有しない者が先に死亡したと推定する。各死者に相続人が存在する場合において、死者が同一親等であるときは、同時に死亡したと推定し、相互に相続は発生しない。死者の親等が異なる場合において、卑属が未成年であるときは、卑属が先に死亡したと推定する；卑属が成年であるときは、尊属が先に死亡したと推定する。

第4条「相続開始の場所」

相続は、被相続人の生前の最後の住居地、又は主要な遺産の所在地において開始する。

第5条「法定相続、遺言相続、遺贈、遺贈扶養協議間の効力」

相続開始後、相続は、法定相続に基づき処理する；遺言がある場合には、遺言、又は遺贈に基づき処理する；遺贈扶養協議がある場合には、遺贈扶養協議に基づき処理する。

第6条「相続能力」

相続開始時に生存している自然人だけが相続することができる。

第7条「胎児の相続能力」

被相続人が死亡する前に受胎した胎児は、出生したものとみなす。

前項の規定は、胎児が出生したとき死体である場合を除く。

第8条「相続権の喪失」

相続人は次のいずれかの行為を行った場合には、相続権を喪失する。

- (1) 遺産を争奪するために他の相続人を殺害したとき。
- (2) 故意に被相続人を殺害しようとしたとき。但し、正当防衛に該当するときを除く。

- (3) 被相続人を遺棄した場合、又は被相続人を虐待し、その情状が重いとき。
- (4) 遺言を偽造、改竄し、又は破棄し、その情状が重いとき。
- (5) 詐欺、又は脅迫の手段を以て、被相続人に遺言の作成、変更、又は撤回をさせ、或いは妨害し、その情状が重いとき。

相続人が前項の(2)(3)(4)(5)の事項により相続権を喪失した場合において、被相続人が容赦したときは、相続権の喪失を認定しないことができる。

相続権喪失の事由は受遺贈権の喪失に準用する。

第9条「遺産の範囲」

遺産は、自然人が死亡したときに遺留した個人の合法的財産である。

前項が規定した遺産は、自然人の死亡により取得する受益者を指定しなかった保険金、補償金、賠償金、及びその他の自然人の生前の行為により取得すべき財産的利益を含む。

次の権利・義務は相続の目的物ではない。

- (1) 被相続人の人身と切離せない人身的権利
- (2) 被相続人の人身に関わる専属性のある債権・債務
- (3) その他の法律の規定により相続できない財産

第10条「贈与の持戻し」

相続が開始する前に、相続人が結婚、別居、営業、及びその他の事由により、被相続人から贈与された財産は、遺産に算入しなければならない。但し、被相続人が生前にこれに反した意思表示を行った場合を除く。

前項が規定した贈与財産の額は、遺産分割の時に相続人が相続すべき額から差引かなければならない。

贈与財産の具体的な額は、贈与当時の価値に基づき計算しなければならない。

第11条「相続回復請求権」

相続人は、その相続権が侵害されたとき、回復を請求することができる。

前項が規定した請求権は、相続人が相続権の侵害を知ったとき、又は知るべきときから2年以内に行使しなければ、消滅する；相続開始から20年を経過した場合も同様である。

第二章 法定相続

第12条 「法定相続の定義」

法定相続は、相続人の範囲、相続の順位、相続の条件、遺産分配の原則、及び相続の手続を、法律により直接規定する相続である。

第13条「法定相続の適用範囲」

次の状況のいずれかに該当する場合には、遺産に関する部分は法定相続を適用する。

- (1) 遺言相続人が相続を放棄し、又は受遺者が遺贈を放棄したとき。
- (2) 遺言相続人が相続権を喪失し、又は受遺者が遺贈を受ける権利を喪失したとき。
- (3) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡したとき。
- (4) 遺言無効の部分に関わる遺産
- (5) 遺言処分のなかった遺産

第14条「法定相続人及びその順位」

遺産は、次の順位に基づき相続する。

第1順位：配偶者、子、父母

第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母

第3順位：4親等以内の親族

第15条「配偶者の認定」

本法でいう配偶者は、被相続人が死亡するときに被相続人と合法的婚姻関係を有する者である。

第16条「子の認定及び相続」

本法でいう子は、嫡出子、非嫡出子、養子および扶養関係のある継親子を含む。夫婦双方の協議により人工生育を実施した場合には、その父母と子との関係は婚姻における親子関係と同様である。

扶養関係のある継親子が継父母の遺産を相続した場合には、実父母の遺産を相続することに影響を与えない。

養祖父母と養孫との関係が養父母と養子との関係とみなされる場合には、互いに第一順位の相続人となる。

第17条「父母の認定及び相続」

本法でいう父母は、生父母、養父母、及び扶養関係のある継父母を含む。

扶養関係のある継父母が継子の遺産を相続した場合には、嫡出子の遺産を相続することに影響を与えない。

第18条「兄弟姉妹の認定及び相続」

本法でいう兄弟姉妹は、同父母の兄弟姉妹、同父異母、或いは同母異父の兄弟姉妹、養兄弟姉妹、扶養関係のある継兄弟姉妹を含む。

扶養関係のある養兄弟姉妹が遺産を相続した場合には、血縁の兄弟姉妹の遺産

を相続することに影響を与えない。

第19条「代襲相続」

被相続人の子が相続人より先に死亡し、又は相続権を喪失した場合には、被相続人の子の直系卑属が代襲相続する。

代襲相続人は被代襲相続人の相続分だけを相続することができる。

代襲相続は世代の制限を受けず、親等の順序によらなければならない。

第20条「再転相続」

相続開始後、相続人が相続放棄をしない場合において、遺産分割をする前に死亡したときは、その者の相続分はその相続人が受ける。

第21条「相続順位の優先」

前順位の相続人は後順位の相続人より優先して相続する。

第22条「共同相続」

相続開始後、相続人が数人いる場合には、共同相続となる。

共同相続の場合には、遺産は相続人たちの共同共有に属し、各共同相続人は、その相続すべき分に基づき、被相続人の権利・義務を承継する。

第23条「相続分」

同一順位の相続人が数人いる場合には、人数により均等に相続する。但し、法律に別の規定がある場合を除く。

第24条「相続分の不均等」

生活に特に困難があり、労働能力のない相続人については、遺産分配のときに、その事情を配慮しなければならず、多く分配することができる。

被相続人に対して主要な扶養義務を果たした相続人に対しては、遺産分配のときに、多く分配することができる。

扶養能力があり、扶養条件のある相続人が、扶養義務を尽くさなかった場合には、遺産分配の時、分配せず、又は少なく分配しなければならない。但し、被相続人が固定の収入と労働能力を有していたため、扶養を要求しないことを明確に表示した場合には、その相続分に影響しない。

相続人が協議により同意した場合は、相続分を均等にしないことができる。

第25条「適当な遺産を分配できる相続人以外の者」

次の相続人以外の者には、適当な遺産を分配することができる。

- (1) 被相続人の扶養に頼り、労働能力を欠き、生活の糧がない者
- (2) 被相続人を比較的多く扶養した者
- (3) その他被相続人と特別な関係を有する者

第三章 遺言処分

第1節 一般規定

第26条 「遺言の定義」

遺言は、自然人が法律の規定に基づき自己の財産を処分し、これに関連することを手配し、且つ死亡後に効力が発生する一方的な民事行為である。

第27条 「代理の禁止」

遺言は遺言者が自ら作成しなければならず、第三者が代理して作成した遺言は無効である。

第28条 「遺言自由の原則」

自然人は本法の規定に基づき遺言を作成することができる。法定相続人中の1人、又は数人に遺産を相続させること、或いは、国家、集団、又は法定相続人以外の者に個人の財産を贈与することを定めることができる。

第29条 「特留分」

遺言者が遺言を作成するときは、予め特留分相続人に規定した額を留保しなければならず、且つ、特留分に負担を設定してはならない。遺言者が特留分に関する規定に違反して作成した遺言処分は無効である。

被相続人が死亡する前に、特留分相続人が特留分を放棄する意思表示は無効である。

本法が規定した第1順位、第2順位の法定相続人は特留分相続人である。

第30条 「特留分額の確定」

第1順位の法定相続人の特留分は、その相続すべき相続分の2分の1である。

第2順位の法定相続人の特留分は、その相続すべき相続分の3分の1である。

特留分の相続の順序は、法定相続人の相続の順序を準用する。

第31条 「特留分の喪失」

相続人は、本法の規定により相続権を喪失した場合には、その特留分を享有する権利も同時に消滅する。

第32条 「遺言の合法原則」

当事者が遺言を作成するときは、法律の規定、及び社会公徳に違反してはならない。

第33条 「遺言能力」

遺言者は、遺言を作成するときは、完全民事行為能力者でなければならない。制限行為能力者、行為無能力者が作成した遺言は無効である。

遺言者の遺言能力の判定は、遺言作成時を基準とする。

行為無能力者が作成した遺言は、その後本人の行為能力が回復した場合においても無効である。遺言者が遺言作成時には行為能力者であり、その後行為能力を失った場合には、遺言の効力に影響しない。

第2節 遺言の方式

第34条「遺言の方式」

遺言者が遺言を作成するときは、本法が規定する公証遺言、自書遺言、代書遺言、録音遺言、及び口頭遺言の方式を用いることができる。

第35条「公証遺言」

公証遺言は、遺言者が公証機関を通して行う。公証遺言は、遺言者が自ら公証を行うことを申請しなければならず、他人に委託して行ってはならない。

遺言の公証を行うときは、2名以上の公証人が参加しなければならない。公証人は遺言を公証する際に、回避手続を遵守しなければならない。

遺言者は、公証人の前で書面または口頭の形式を以て遺言の内容を表明しなければならない。遺言者自身が遺言を書く場合には、遺言で署名をし、年月日を明記しなければならない。遺言者が遺言を口述する場合には、遺言者は、公証人が記述を閲読した後に、間違いがないことを確認して上で、その場にいる公証人とともに署名をし、遺言作成の年月日を明記しなければならない。

公証人は、遺言を公証するときは、関連事項を審査しなければならない。審査する具体的な内容は、遺言者の遺言能力、意思表示の真実性、遺言形式の合法性、及び公証規則により審査しなければならない事項である。

第36条「自書遺言」

自書遺言は遺言者自身が遺言のすべての内容を書き、署名をし、年月日を明記しなければならない。

自然人が遺言で言及した自己の死後の財産処分の内容が死者の真意に基づく意思表示であることを確認でき、本人の署名、年月日の明記があり、これに反する証拠がない場合は、自書遺言とみなされる。

第37条「代書遺言」

遺言者は遺言の内容を口述し、代わりに他人が遺言を書くことができる。

代書人は忠実に遺言者の意思表示を記述しなければならず、遺言者の意思表示を改竄、修正してはならない。

代書遺言は2名以上の証人がいなければならない。その中の1名は代書し、年

月日を明記する。代書人、その他の証人と遺言者は署名しなければならない。

第38条「録音遺言」

遺言者は録音（ビデオ撮影、ディスク、電子記録物を含む）の方式を以て遺言を作成することができる。録音の方式で遺言を作成する場合は、2名以上の証人がいなければならない。

遺言者は、録音遺言を作成し完成した後に、遺言を記録したテープを密封して保存しなければならない。遺言者、証人は録音遺言を入れた封筒の口に署名をし、年月日を明記しなければならない。

録音遺言は、証人、相続人、受遺者、及びその他の利害関係人の前で開封しなければならない。

第39条「口頭遺言」

危急の状況下にある遺言者は、口頭で遺言をすることができる。

遺言者が前項の規定により遺言をする場合は、2名以上の証人がいなければならない。遺言者がその他の方式を以て遺言の真実の意思を証人に知らせることができる場合には、証人は現場に出席しなくてもよい。証人は直ちに遺言の内容を書面に記載し、遺言をした時間を明記し、署名をしなければならない。危急状況の解除後に、証人は迅速に相続人、受遺者、或いはその他の利害関係人に遺言を引渡さなければならない。

危急状況の解除後に、遺言者がその他の方式を以て遺言を作成できる場合には、口頭遺言は危急状況の解除の日から2週間経過後に失効する。

第40条「遺言証人」

遺言証人は遺言の真実性を証明する第三者である。遺言証人は、遺言者自身が遺言を作成するときに、指定しなければならない。緊急な場合において、遺言証人が指定されていなかったときは、口頭遺言の真実性を証明できる完全行為能力者は、遺言証人となることができる。

次の者は遺言証人になれない。

- (1) 行為無能力者、制限行為能力者
- (2) 相続人、受遺者、及びその配偶者、又は直系血族
- (3) 相続人、受遺者と利害関係を有する者

第3節 遺言の内容

第41条「遺言の内容」

遺言者は、遺言において次の事項を定めることができる。

- (1) 相続人, 受遺者, 及び相続人と受遺者の候補となる者
- (2) 遺産分配の順序, 方法, 及び割合と額
- (3) 遺言相続人と受遺者の付加義務
- (4) 遺言執行者
- (5) 遺言信託における受託者と受益者
- (6) その他の事項

遺言が上述のすべての事項を具備しなくても, その効力に影響しない。

第42条「遺贈」

遺言で指定した受遺者は, 国家, 集団, 法人, 又はその他の組織, 及び法定相続人以外の者でなければならない。

受遺者は, 遺言の効力発生時に生存していなければならない。但し, 遺言者が死亡したときにすでに受胎していた胎児は, 受遺者となることができる。遺言の公証人, 証人, 及びその配偶者, 又はその他の直系血族は受遺者となることができない。

遺贈の財産は遺産でなければならず, 且つ, 遺言者の死亡時において, 合法的に執行しうるものでなければならない。

遺贈の効力は, 付属物, 及び遺言効力発生時から発生した果実に及ぶ。但し, 遺言の効力発生時にすでに遺贈の目的物に存在する権利に影響しない。

第43条「遺言信託」

遺言者が遺言信託を設定した場合には, 関係のある信託法の規定に従わなければならない。

第44条 「遺言の付属条件の制限」

遺言者は, 遺言において遺言相続, 及び遺贈に対し, 一定の条件を付けることができる。

遺言者が遺言で付加えた条件は法律規定に反してはならず, 国家, 社会, 集団又は他人の利益を害してはならない。遺言者は遺言相続, 及び遺贈に非財産的な制限条件を付加えることができない。

遺言者が以上の規定に反して設定した条件は無効である。

第45条「遺言内容の推定」

遺言者が遺言において遺言相続人と遺産の名称, 範囲, 又は遺産額を指定しない, 或いは各相続人が相続する具体的な遺産と額を明確にしなかった場合には, その指定した遺言相続人において遺産を均等に分配する。

第46条「遺言の解釈」

遺言を解釈するときは、上下の文言に基づき、最も遺言者の意思に相応した解釈を採用しなければならない。

第4節 遺言の変更と撤回

第47条「遺言の変更と撤回」

遺言者は、法律が規定した遺言作成の条件、方式に基づき、自己が作成した遺言を撤回、変更することができる。

第48条「遺言撤回の方式その1：明示撤回」

遺言者は、法律が規定した法定遺言方式のいずれかを利用し、前に作成した法定方式で作成した遺言を撤回し、新たに作成することができる。

第49条「遺言撤回の方式その2：推定撤回」

遺言者が以下の行為のいずれかを行った場合には、遺言を撤回したものとみなされる。

- (1) 遺言者が複数の遺言を作成し、且つ内容に抵触する部分があるときは、最後の遺言を基準とする。
- (2) 遺言者の生前の行為が遺言の内容と抵触したときは、遺言における抵触した部分は撤回したものとみなす。
- (3) 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、遺言を撤回したものとみなす。

第5節 遺言の効力

第50条「遺言の効力の発生時期」

遺言は、遺言者が死亡した時から効力が発生する。遺贈に効力発生条件が付されている場合には、条件が成就した時から効力が発生する。

第51条「遺言の無効」

以下の状況のいずれかがあった場合には、遺言が無効となる。

- (1) 行為無能力者または制限行為能力者が作成した遺言
- (2) 代理人が作成した遺言
- (3) 偽造された遺言
- (4) 遺言において改竄された部分
- (5) 遺言において国家、集団、又は他人が有する財産を処分した部分
- (6) 法律が規定した特留分を処分した部分

無効の遺言は執行力を有しない。遺言の無効部分はその他の部分の効力に影響しない。

第52条「瑕疵ある遺言の取消し」

次の遺言は、相続人、受遺者、又はその他の利害関係人が取消しを請求することができる。

(1) 脅迫、詐欺により作成された遺言

(2) 遺言が法律の規定した方式に反した場合

遺言が取消された場合には、遺言者の死亡時に遡って無効となる。執行しなかった場合には、執行が停止する。執行した場合には、執行された遺産を返還しなければならない。返還できない場合には、受益者は金額を換算した補填をしなければならない。

前項の取消権は、権利者が取消しの事由を知り、又は知るべきときから一年を経過すれば消滅する。

第6節 遺言の執行

第53条「遺言執行者の条件」

遺言執行者は完全行為能力者でなければならない。

第54条「遺言執行者の確定」

遺言者は遺言において執行者を指定することができる。又は、遺言において第三者に執行者を指定することを委託することもできる。

遺言者が執行者を指定せず、又は指定した執行者が遺言を執行できない場合には、遺言者の法定相続人が執行者となる。

遺言で指定した執行者がおらず、且つ、遺言を執行できる法定相続人がいない場合には、遺言者生前の職場、又は相続開始時の住居地の居民委員会、或いは村民委員会が執行者となる。

第55条「遺言執行者の承諾又は拒絶」

相続人以外の者が遺言執行者と指定された場合には、その者は遺言執行者を務めるか否かを決定する権利がある。執行者を務めたくない場合には、直ちに相続人、受遺者、又はその他の利害関係者に通知しなければならない。

第56条「多数の執行者」

2人以上の者が遺言執行者と指定された場合には、遺言者が遺言においてその他の意思表示があった場合を除き、共同で遺言を執行しなければならない。

遺言執行者を指定しなかった場合において、法定相続人が多数いるときには、すべての相続人が共同遺言執行者となる。共同相続人は、1名、又は数名を選任し、代表として遺言を執行させることができる。

遺言執行者は、遺言の執行につき意見が異なる場合には、人民法院による確定を請求することができる。

第57条「遺言執行者の権利と義務」

遺言に別段の定めがあった場合を除き、遺言執行者は以下の権利と義務を有する。

- (1) 遺言の合法性、真実性の確認
- (2) 遺産の整理
- (3) 遺産の管理
- (4) 訴訟の代理
- (5) すべての遺言相続人と受遺者を招集し、遺言の内容を公開すること。
- (6) 遺言の内容に基づき遺産を遺言相続人と受遺者に引渡すこと。
- (7) 各種の執行妨害を排除すること。
- (8) 遺言執行時に蒙った予想外の損害の賠償を相続人に請求すること。

第58条「遺言執行者の責任」

遺言執行者は、遺言を執行するときは、法律の要求と遺言者の意思に基づき忠実に自己の責任を履行しなければならない。遺言執行者が故意、又は重大な過失により、相続人、受遺者、及びその他の利害関係者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。但し、遺言執行者が有償で遺言を執行する場合には、過失よる一切の損害に対し賠償責任を負わなければならない。

第59条「遺言執行者の資格の剥奪」

遺言執行者が、自己の責任を適切に履行できない場合には、遺言相続人、受遺者、及びその他の利害関係者は人民法院に遺言執行者の資格を剥奪することを請求することができる。

第60条「遺言執行者の報酬」

遺言者は遺言において遺言執行者の報酬を定めることができる。遺言者が上述の定めをしなかった場合には、遺言執行者は報酬を請求することができない。但し、相続人、又は受遺者が自由意思で報酬を支払う場合を除く。

第四章 遺贈扶養協議

第61条「遺贈扶養協議の定義」

遺贈扶養協議は、自然人(遺言者、被扶養者)と扶養者、又は集団組織との間に締結した、被扶養者の生前扶養と死後葬祭、及び遺贈を内容とした協議である。

本法が規定していない遺贈扶養協議の部分については、契約法の関連規定を適

用する。

第62条「遺贈扶養協議の方式」

遺贈扶養協議は、書面方式を採用しなければならない。

第63条「遺贈扶養協議の効力」

遺贈扶養協議は成立後に直ちに法的効力が発生し、且つ、法律によって保護される。

遺贈扶養協議の効力が発生したときは、扶養者は被扶養者の生前扶養と死後葬祭に関する義務を履行しなければならない。被扶養者が死亡したときは、扶養者は遺贈扶養協議の約定に基づき被扶養者の遺産を取得することができる。

第五章 遺産の処理

第64条「相続開始後の通知」

被相続人が死亡したことを知った相続人は、相続開始通知の義務者である。相続人の中に被相続人が死亡したことを知る者がいない場合、或いは知っていても通知をすることができない場合には、被相続人生前の職場、又は住居地の居民委員会、村民委員会は相続開始通知の義務者となる。その他の利害関係人が相続開始の事実を知ったときは、相続人、又は遺言執行者に通知することができる。

第65条「遺産管理人の選任」

相続開始後2ヶ月以内に、相続人は会議を開き、遺産管理人を選任しなければならない。共同相続人が遺産管理人を選任しなかった場合には、すべての相続人が共同して遺産管理人の責務を履行しなければならない。

遺言で遺言執行者を指定した場合には、遺言執行者は遺産管理人の責務を履行する。

次の場合には、利害関係人の請求により、人民法院は遺産管理人を指定することができる。

- (1) 遺言で遺言執行者が指定されず、相続人間に遺産管理人の選任につき争いがあるとき。
- (2) 相続人が不存在または行方不明の場合において、遺言で遺言執行者が指定されなかったとき。
- (3) 相続債権者が証拠を以て、相続人の行為がすでにその利益を侵害し、又は間もなくその利益を侵害するおそれがあることを証明できるとき。

人民法院は、遺産管理人を指定する前に、利害関係人の請求により、遺産に対し必要な処分をすることができる。

第66条「遺産管理人の報酬」

相続人と遺言執行者以外の者が遺産管理人を担当した場合は、責務を果たしたことにつき相応の報酬を請求することができる。遺産管理人の報酬は相続費用に加算され、優先的に支払われなければならない。

第67条「遺産の保管」

相続開始後に遺産を占有する者は、適切に遺産を保管しなければならないと、且つ、所持した遺産の種類、数量と状況を直ちに遺産管理人に通知しなければならない。遺産管理人と相続人は、協議して当該遺産のその後の保管方法を決定することができる。

第68条「財産目録の作成」

遺産管理人は直ちに被相続人の財産を計算し、財産目録を作成しなければならない。

遺産管理人は、財産目録を作成するときは、被相続人の財産と夫婦の共同財産、家庭共同財産、及び他人の財産とを区別しなければならない。

第69条「遺産の使用、収益と処分」

複数の相続人がいる場合において、遺産が分割される前は、遺産はすべての相続人の共同共有に属する。各相続人は、すべての相続人の同意を得ることなく、遺産の価値を害する使用、収益、処分をしてはならない。

遺産の占有者は、緊急の場合において遺産の価値を守るためにやむをえず遺産を処分したときは、直ちに相続人と遺産管理人に通知し、且つ、取得した代金を遺産管理人に引渡さなければならない。

第70条「相続分の譲渡の制限」

遺産が分割される前に、共同相続人はその相続分を共同相続人以外の者に譲渡してはならない。

前項の規定に違反して、相続分を譲渡した場合には、その譲渡行為は無効である。

第71条「相続の承認と放棄」

相続人が相続を放棄する場合には、相続開始後2ヶ月内に書面方式を以て放棄の意思表示をしなければならない。期限内に意思表示をしなかった場合には、相続を承認したものとみなす。

受遺者が遺贈を承認する場合には、遺贈を知ってから2ヶ月以内に遺贈を承認する意思表示をしなければならない。期限内に意思表示をしなかった場合には、遺贈を放棄したものとみなす。

相続人は相続の承認，又は放棄の意思表示を，受遺者は遺贈の承認，又は放棄の意思表示を撤回することができない。但し，詐欺，脅迫による場合を除く。

第72条「条件，期限付きの承認と放棄及び部分的な承認と放棄」

相続を承認，又は放棄をする場合には，条件，又は期限を付加することができない。

相続を部分的に承認，又は放棄をする意思表示は無効である。

第73条「相続放棄の遡及力」

相続を放棄した場合には，その効力は相続開始時に遡る。

第74条「相続放棄の無効」

相続人の相続放棄によりその債権者の利益を侵害した場合には，債権者は相続放棄を知った日，又は知り得た日から6ヶ月以内に，人民法院に相続放棄無効の裁定を請求することができる。但し，相続人が十分な担保を提供した場合を除く。

第75条「相続債務の範囲及び共同相続人の連帯責任」

相続債務は，被相続人が生前に残した，法により納付すべき税金，及び完全に個人の生活，又は生産のための債務を指す。家族の債務の中の，被相続人が負担すべき部分も相続債務に属する。

共同相続人は相続債務の弁済に対し連帯責任を負う。但し，相続債権者が免除に同意した場合を除く。

第76条「相続人の弁済責任の制限」

相続人は，取得した遺産の実際の価額を上限として，相続債務に対し責任を負う。遺産の実際の価額を超過する部分について，相続人の自由意思で返済する場合はこの限りでない。

相続人が相続を放棄した場合には，被相続人が法により納付すべき税金，及び債務を返済しなくてもよい。

第77条「遺言相続と遺贈の控除」

遺言の効力が発生した場合において，遺産の実際額が遺言で列挙した額に不足するときは，遺言相続と遺贈の各取得すべき額の割合に応じて控除しなければならない。

第78条「遺産処理の順序」

遺産はまず相続債務の弁済に当てなければならない。債務を弁済した後に残余がある場合には，遺言に基づき処理しなければならない。その後において，さら残余がある場合には，法定相続人は法律が規定した割合で遺産を分配する。

同一順位相続人が数人いる場合には，その取得すべき額の割合に応じて分配を

行わなければならない。但し、法律が他に規定した場合を除く。

前2項の規定により遺産を処理する場合において、労働能力を欠き、生活の糧がない相続人の生計を維持できない可能性があるときには、遺産を処理する前に、その者のために6ヶ月間の生活に必要な費用を留保しなければならない。

第79条「遺産債権の公告」

相続人と遺産管理人は、相続開始を知った時から3ヶ月以内に、人民法院に財産目録を提出しなければならない。人民法院は公示催告手続きに基づき、債権者による債権の申告を催促する。

前項の公示催告手続きの期間は3ヶ月以上でなければならない。

相続人と遺産管理人は、本条が規定した公示催告期間内において、すべての債権者、及び受遺者による給付請求を拒絶することができる。

第80条「相続債務の弁済」

前条が規定した催告期間後に、相続人と遺産管理人は、申告があった債権、及びその他知ることができた債権の額、又はその額の割合に基づき、遺産を以て弁済しなければならない。遺産に担保権を設定した債権者は、優先弁済を請求することができる。

弁済の期日が到来していない相続債務、或いは争いのある相続債務に対しては、相続人と遺産管理人は、遺産分割する前に、これらの債務を弁済するのに必要な財産を留保しなければならない。

第81条「損害賠償責任」

相続人と遺産管理人が第78条から第80条までの規定に違反した場合において、相続債権者と受遺者に損害をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならない。

前項の侵害を受けた相続債権者と受遺者は、不当な弁済であることを知り、且つこの弁済を受けた相続債権者と受遺者に対して、不当な弁済の額の返還を請求することができる。

第82条「債権を申告しなかった場合の効果」

相続債権者は、本法が規定した期限内に債権を申告しなかった場合において、その者を相続人、又は遺産管理人が知らなかったときは、剰余の遺産に対してのみ権利を行使することができる。但し、遺産に担保権を有する者は、この限りでない。

第83条「遺産分割の自由と制限」

相続開始後、相続人は何時でも遺産分割を請求することができる。但し、次の

場合を除く。

- (1) 相続債務が完全に弁済されなかったとき。
- (2) 遺言で一定期間内に分割してはならないと指定したとき。但し、この期間は5年を超えてはならない。5年を超過する場合は、5年に短縮される。
- (3) 相続人が協議によって一定期間内分割しないことを同意したとき。

胎児がまだ出生していない場合において、遺産分割を請求するときは、胎児の相続分を留保しなければならない。出産後に生存しなかった場合には、留保された相続分を法定相続の規定に基づき処理する。

特殊な遺産を直ちに分割すれば、その価値に甚大な損害をもたらす場合には、相続人の請求により人民法院は一時的に分割しないことを裁決することができる。

第84条「遺産分割の原則と方法」

遺産の分割は遺言で指定した分割方法によらなければならない。遺言で指定がなかった場合は、生産、生活に有利であること、遺産の効果を害しないことといった原則に基づかなければならない。

分割に適しない遺産は、換価、代償、又は共有などの方法で処理することができる。

第85条「遺産分割の遡及力」

遺産分割は相続開始時に遡ってその効力が生ずる。但し、第三者の利益を侵害してはならない。

第86条「相続費用」

遺産の管理、分割、及び遺言の執行のための費用は、相続債務より先に弁済される。

相続人、及び遺産管理人の過失による余分な費用は、相続費用に属さず、過失のある相続人、又は遺産管理人がこれを負担する。

第87条「瑕疵担保責任」

遺産分割後に、各相続人は取得した遺産額を上限に、他の相続人が取得した遺産に対し売主と同様の瑕疵担保責任を負う。

受遺者が取得した遺産が種類物である場合には、相続人に対し前項が規定した責任を負担することを請求することができる。

各相続人は、遺産分割時にその他の相続人が取得した債権における債務者の弁済能力について担保責任を負う。

前項の債権に停止条件が付され、又は弁済期が到来していない場合には、各相続人は弁済時の債務者の弁済能力について担保責任を負う。

第88条「担保責任の分担」

前条が規定した担保責任を負う共同相続人の中に、支払い能力がなく、その分担額を返還することのできない者がいる場合には、返還することができない部分について、請求権のある相続人とその他の相続人が、その取得した遺産の額の割合に応じて分担する。但し、返還できない部分が、請求権のある相続人自身の責任によるものである場合には、その他の共同相続人は責任を負わない。

第89条「遺言の委託の実現」

義務付きの遺言相続、又は遺贈においては、義務者が履行能力があるにもかかわらず、履行しない場合、或いは相続人、又は受遺者が正当な理由なく履行しない場合には、受益者、又はその他の相続人は人民法院に義務付き部分の遺産を受ける権利を取り上げることが請求することができる。その遺言者が表示した義務は、この請求をした相続人、又は受遺者が履行し、遺産を受ける。

第90条「相続人不存在の相続財産の処理」

相続人がいない遺産は、人民法院が指定した遺産管理人が本法の規定により相続債務、及び相続費用を弁済した後において剰余がある場合には、遺産管理人が関係の部門に引渡し、国庫に納める。死者が生前、集団所有制組織の成員であった場合は、集団所有制組織に引渡し、その組織の所有に帰する。